岡山市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、障害児者やその家族の生活を支えるため、障害福祉サービス等事業所・障害者支援施設等（以下「障害福祉サービス等事業者」という。）が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山市補助金等交付規則（昭和４８年市規則第１６号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　この補助金は、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分）の実施について（令和５年５月８日障発０５０８第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和４年度第二次補正予算分）（以下「実施要綱」という。）」に基づき、障害福祉サービス等事業所が実施する以下の事業を交付の対象とする。

（１）障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援

（２）障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援

（交付額の算定方法）

第３条　この補助金の交付額は、次の表の第３欄に定める基準単価と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定して算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １区分 | ２対象 | ３基準単価 | ４対象経費 | ５補助率 |
| 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援 | 実施要綱別添１に定める事業の障害福祉サービス等事業者 | 実施要綱別添１に定める額 | 第２欄に定める障害福祉サービス等事業者が、関係者との緊急かつ密接な協力の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続するために必要なかかり増し経費（※原則、令和５年４月１日以後に支払ったもの） | 10/10 |
| 障害福祉サービス等事業所との協力支援 |

（補助金の対象としない経費）

第４条 障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されている経費については補助金の対象としないものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）を、市長に提出して行うものとする。

２　規則第５条第１項第５号に規定するその他市長が必要と認める書類は、事業所・施設別申請額一覧（様式第５号）及び事業所・施設別個票（様式第６号）とする。

３　規則第５条第２項の規定により、同条第１項第１号から第４号の書類の添付は要しないものとする。

（交付決定）

第６条　市長は、補助金交付申請書を受理したときは、規則第６条に基づきその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第１０号）により、申請者に対して通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならな

い。

（３）補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場

合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（５）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（７）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及

び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第７号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市長に報告しなければならない。

　　なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

　　また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除

税額を市に返還しなければならない。

（８）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該

収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により

取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執

行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（９）市長は、補助事業者が（１）～（８）による条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（軽微な変更）

第８条　前条第１号における軽微な変更とは、対象経費の実支出（予定）額の３０％以内の変更とする。

（変更承認申請）

第９条　この補助金の交付決定後の事情の変更により補助事業の内容、事業費の配分、その他申請に係る事項の変更の承認を受けようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第２号）に、事業所・施設別申請額一覧（様式第５号）、事業所・施設別個票（様式第６号）及び補助金変更理由書（様式第８号）を添えて、市長に提出するものとする。ただし、前条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

　（補助事業者）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

（１）岡山市税を完納していない者

　（２）規則第２０条第１項各号に定める事由により補助金の交付決定の取り消しを受け、当該取り消し日の属する年度の翌年度４月１日から起算して２年を経過していない者

（実績報告）

第１１条 この補助事業の事業実績報告は、補助金実績報告書（様式第３号）を、収支決算書を添えて、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して１月を経過した日）又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出して行わなければならない。

２　規則第１６条第１項第２号に規定するその他市長が必要と認める書類は、事業所・施設別申請額一覧（様式第５号）及び事業所・施設別個票（様式第６号）とする。

（補助金の額の確定等）

第１２条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、規則第１７条に基づきこれを審査し、当該報告の内容が補助金交付決定通知書の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第１１号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の精算交付の申請兼実績報告）

第１３条　第５条及び第１１条の規定にかかわらず、補助金の交付申請時において既に経費を支出している場合にあって、精算交付を受けようとする者（以下「精算交付申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報書（様式第４号）、事業所・施設別申請額一覧（様式第５号）及び事業所・施設別個票（様式第６号）を、市長に提出して行うものとする。

２　市長は、第６条及び１２条の規定にかかわらず、前項の申請及び実績報告があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、第７条第１号から第８号に掲げる条件その他必要な条件を付して補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定兼交付確定通知書（様式第１２号）により、精算交付申請者に対して通知するものとする。

（状況報告）

第１４条　規則第１３条に規定する状況報告の提出は要しない。

（着手届及び完了届）

第１５条　市長は必要に応じ、規則第１５条により、補助事業者に対し、着手届及び完了届を求めるものとする。

（補助金の交付等）

第１６条　市長は、第１２条又は第１３条第２項の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

２　補助金の請求は、補助金請求書（様式第９号）により行うものとする。

（委任）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和４年７月１４日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年１０月２３日から施行し、令和５年５月８日から適用する。